

令和8年度 龍ヶ崎市立城ノ内中学校 いじめ防止基本方針

1 いじめの定義といじめに対する基本的な考え方

いじめは人として決して許されない行為である。しかしながら、どの生徒たちにも、どの学校にも起こりうることから、学校・家庭・地域が一体となって、一過性ではなく、継続した、未然防止、早期発見、早期対応への取組が求められる。

(1) いじめの定義

児童生徒等に対して、当該生徒等が在籍する学校に在籍している等当該生徒等と一定の人的関係にある他の生徒等が行う、心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。（「いじめ防止対策推進法」第2条から）

(2) いじめに対する基本的な考え方

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく行為を受けた生徒が“苦痛”と感じたか否かによる。場所についても学校の内外を問わない。行為を行った生徒の感情や意志の観点ではなく、行為を受けた生徒の立場に立って判断することが重要である。

①いじめへの基本認識

いじめ問題に取り組むにあたっては、「いじめ」にはどのような特質があるかを十分に認識し、日々の教育活動にて「未然防止」と「早期発見」に取り組むとともに、いじめが認知された場合の「早期対応」に的確に取り組むことが重要である。

以下は、本学校教職員がもついじめについての基本的な認識である。

- ① いじめはどの子供にも、どの学級や集団にも起こりうるものである。
- ② いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ③ いじめは大人には気づきにくいところで行われることが多く、発見しにくい。
- ④ いじめはいじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- ⑤ いじめはその行為の態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- ⑥ いじめは教職員の児童生徒観や指導の在り方が問われる問題である。
- ⑦ いじめは家庭教育の在り方に大きな関わりをもっている。
- ⑧ いじめは学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

②いじめ防止等に関する基本理念

いじめは、いじめをうけた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は心身に重大な危険を生じさせる恐れがあるものとの共通認識に立ち、本校では以下の基本理念のもと、いじめ防止等に取り組むこととする。

「いじめはどの子供にも、どの学級や集団にも起こりうるものである」ということ並びに「いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない」という共通認識のもと、いじめの未然防止、早期発見、早期対応・早期解消のために、本校職員、児童（生徒）、保護者及び教育委員会をはじめとした関係諸機関の力を集結してその取組を行い、安全で安心な学校づくりを推進する。

2 いじめ防止等の対策の基本となる事項

(1) 教育活動全般を通じた人間関係づくりの推進

①学級経営・学年経営の充実

生徒の生活母体は、学級である。学級が居場所としてよりどころとなっているかが、満ち足りた中学校生活となるか、不信感・不安を蓄積した生活となるか分岐点となる。

ア 分かる授業の実践に努め、生徒一人一人が成就感や充実感をもてる授業の推進に努める。

イ 各教科や特別活動棟の指導と生徒指導を一体化させた授業の実践に努める。

- ・「主体的・対話的で深い学び」の実践に努める。
- ・生徒指導の実践上の4つの視点を学習指導の中に盛り込む。

- ①自己存在感の享受
- ②自己決定の場の提供
- ③共感的な人間関係の育成
- ④安全・安心な風土の醸成

ウ 本気で向き合うことが出来る時間の確保

- ・目立つ子よりも目立たない子・おとなしい子への配慮
- ・生徒との会話から、安心感・安定感をもたせ自信を形成

エ 柔らかな学級担任のまなざし（受容の気持ちをもつ）

- ・ダメな部分を探す目ではなく、温かい目
- ・見張る目ではなく認める目
- ・叱る目ではなく褒める目

オ 話題豊富な教師

- ・様々な場面をとらえ、学級担任の思い（話）は、期待感、希望など前向きな話

カ 朝の会・帰りの会の有効活用

- ・ただの連絡の場ではなく、「心を耕す時間」＝感性を磨く、心を磨く時間

キ 生徒と生徒、生徒と教師の心のつながりをつくる環境づくり

- ・人的環境＝教師のかかわり、生徒相互のかかわり、コミュニケーション
- ・物的環境＝教室の整理整頓、潤いのある（花、生き物）環境、工夫した掲示物
- ・心的環境＝活動への意欲づけ、自律心、自己有用感・存在感・自尊感情の育成

②日常生活の中での指導の場面

教師の本気は、必ず通じる。生徒とつき合い続けること、見続けることが大切である。

①本気で、その子のことを考えた「心に訴えかける」指導

- ・怒鳴らない、ののしらない、侮辱しない
- ・行動・行為の問題を理解させる、納得させる
- ・心の変化が見られるまで最後まで付き合う
- ・行動・行為の背景を探る配慮
- ・指導は、根気と組織的な対応
- ・保護者への丁寧な説明と協力の依頼

②生徒に届ける、伝える言葉の工夫＝教師の言語力の向上

- ・個に応じた話し方、話す内容、言葉かけの工夫

③学校行事

体育祭、文化祭、卒業式、修学旅行などの学校行事には、計画・準備段階から生徒を伸ばしたり、励ましたり、賞めたりする機会がたくさんある。教師の働きかけで生徒個人・集団が満足感や充実感を味わえると生徒同士や教師への感謝の気持ちをもつことができる。

〈行事を推進するに当たっての指導意識〉

- どの子を
- どんなことを
- どんな場面で
- 何を伸ばすか、育てるか
- この行事で集団・個人として、どんな力を身に付けたいか
- 他者理解をする場の設定

教育的な構想・
ビジョンの設定

④生徒会活動(自治活動)

学級の係活動、当番活動(日直、給食、清掃など)、学年生徒会活動、生徒会活動など学級生活、学校全体、友達に貢献できる活動では、生徒の行動・行為の事実を賞める場面が多くある。

生徒が動く場面で認める場面が生まれる。

〈自尊感情の育成と信頼関係の構築〉

- 教師が仕組んだり支援したりしてできたことは、生徒のがんばりとして賞賛
- 生徒は、自分を認めてくれた仲間、教師は好きになり、信頼関係の構築

〈工夫した、意図的な場の設定〉

- 生徒が自ら(自分たちから)進んで取り組めるような計画の作成=自治活動の場

⑤部活動

部活動は、中学校生活の中で生徒がとても楽しみにしている活動である。それだけに、生徒の成長を促す機会となり、教師の果たす役割は大きく生徒と生徒、生徒と教師との関係はとても大切である。

- 部活動経営が教師の独善的運営にならないようにすること
- 目的が明確で、活動に思いつきではなく計画性があり、生徒がそれを理解し、「頑張るぞ!やるぞ!」という気持ちをもたせられること
- 勝利至上主義にならず、部活動をとおして育てたい力が明確になっていること
- 部員共通の目的に向かって活動できる集団づくりをすること

⑥生活全般で認め合う場

生徒は意図的あるいは何気なくよいことをしていることがある。あるいは役割を担うために活動していることもある。教師は生徒に対して褒める言葉、認める言葉を積極的に表現していく。教師同士で生徒のよい話題を共有し、生徒に伝えていく。生徒同士にもお互いのよさを発見できる心を育む。

• 「生徒を見る」→「行為・行動を認める」→「表現する」

(2) 生徒がつくりあげた「めざす生徒像」の意識化

生徒会を中心につくりあげた「めざす生徒像」を意識化するために、後期末に1・2学年全員による「全校フォーラム」を実施し、よりよい学校づくりが生徒の手によってできるよう教師が支援をしていく。

〈龍ヶ崎市立城ノ内中学校 めざす生徒像〉令和6年5月 改定

- 「知」=時間を大切にし、自分たちで考え互いを認め授業を作り上げる生徒
- 「徳」=誰にでも明るく挨拶し、自分にあった服装と自分のためになる自問清掃ができる生徒

- 「体」＝運動を楽しみ心身ともに成長させる生徒
- 「伝統」＝常に感謝を忘れず代々受け継いできた伝統と想いを作り上げる生徒

3 いじめ防止のための取組

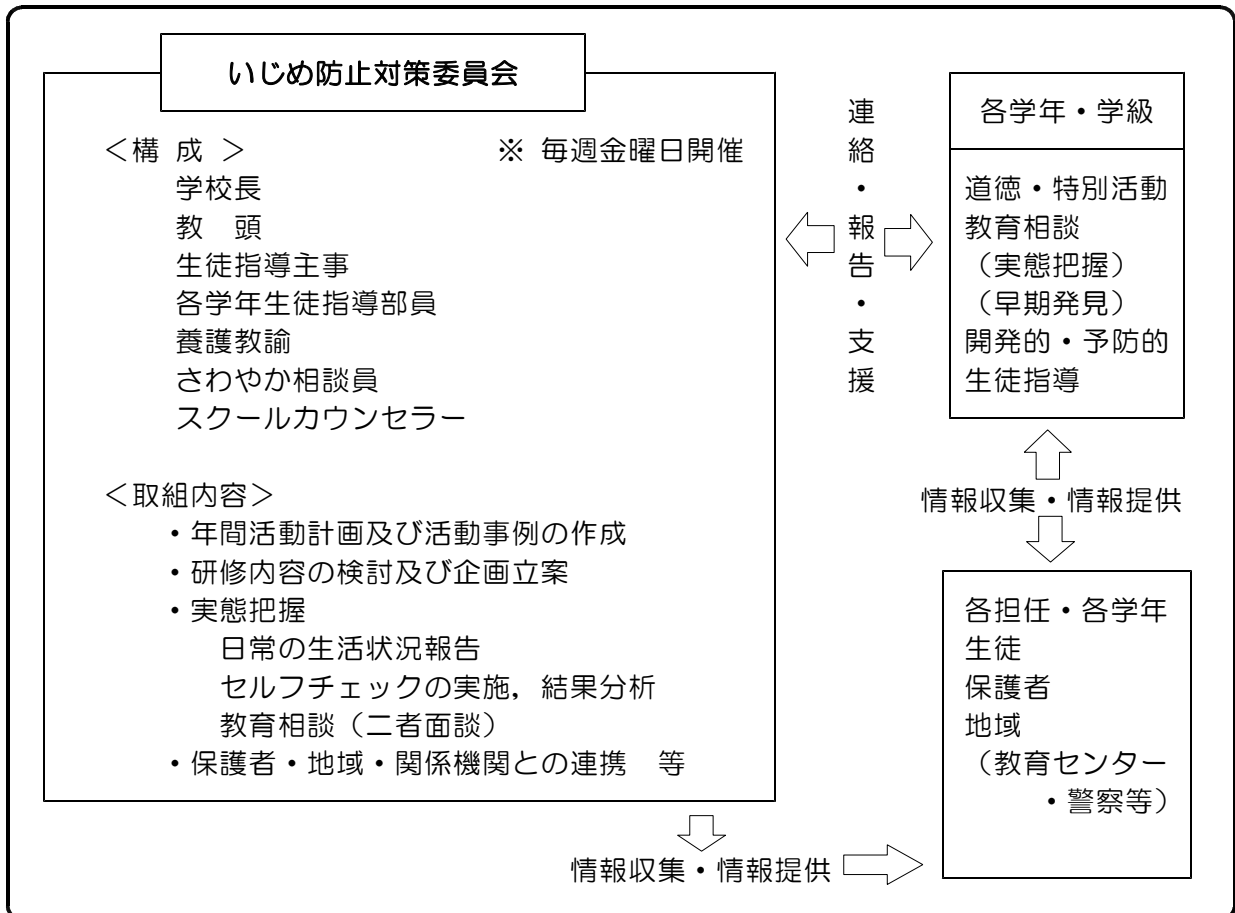
根本的ないじめの問題克服のためには、「いじめが起こらない学級・学校づくり」等、すべての生徒を対象としたいじめの未然防止が最も重要である。

そのためには、「いじめはどの学級にも学校にも起こり得る」という認識をすべての教職員がもち、好ましい人間関係を築き、豊かな心を育てる「いじめを生まない土壌作り」に取り組まなければならない。全ての生徒を、いじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育てるために、関係者が一体となった継続的な取組が必要である。

(1) 未然防止に関する措置

- ア いじめ・長欠対策委員会を設置し、定期的な会議を実施し、生徒に関する情報交換、情報共有をする。(定例会：週1回、臨時会：随時)
- イ 学校生活アンケート(絆アンケート)を毎月実施し、分析結果を活用した生徒の実態把握に努め、必要に応じて個別面談を実施する。
- ウ 養護教諭、スクールカウンセラー、さわやか相談員を含めた教育相談体制及び支援体制の充実を図る。
- エ 「民生委員・児童委員との懇談会」「ハートフル屋代の丘協議会」「学校評議員会」等を活用した保護者や地域と連携による情報交換及び取組への理解を推進する。
- オ SNS相談アプリ「STANDBY」やシャボテンログを活用した「いつでも、どこでも、誰にでも相談できる」体制づくり、「脱いじめ傍観者」に関する授業の実施。
- カ 生徒のコミュニケーションスキルの向上を図る発達支持的生徒指導の取組の実践。

◇ 未然防止・早期発見のための組織(平常時)



(2) いじめ発生時の対応

学校生活アンケートやシャボテンログ等での情報や、生徒の訴えや保護者等からの情報提供があった場合、速やかにいじめ防止対策委員会臨時会を開催し、次の内容について確認し複数の職員で対応に当たる。

① いじめ防止対策委員会

臨時会を開催し、指導内容、指導過程等について協議及び全職員への事実の周知をする。

② 事実確認の徹底 ※必ずメモを残す！

ア いじめを受けた生徒からの聞き取り

- ・生徒が安心して話せる環境を整え、担任にこだわることなく、生徒が話しやすい教師が聞き取る。
- ・聞き取り中で「大丈夫」や「とくにない」と言った場合も、注意して見守っていくことが大切である。
- ・状況によっては、2・3日程度期間を空けたり、養護教諭やSC等が聞き取ったりすることが必要な場合もある。
- ・保護者からの訴えが発見の経緯となった場合には、聞き取りについても保護者を同席させるかについて検討する必要がある。

イ いじめを受けた生徒からの聞き取りに基づいた事実確認

- ・聞き取った内容を時系列等で整理する。

ウ いじめを行った該当生徒への聞き取り

- ・「いじめ」という前提ではなく、出来事についての事実確認を行う。
- ・「いつ、どこで、誰が、何をした」という出来事について聞き、更に「どうしてそれをしたのか」ということについて聞く。
- ・事実の聞き取りの際には、良い悪いの評価や指導はしない。
- ・出来事の中身から、問題となっている言動等を見聞きした他の生徒等がいる場合には、何があったのか、その出来事について丁寧に聞き取る。
- ・個人的な背景及び家庭での状況について気をつける。

※ 関係機関を含めての聞き取りの際、聞き取り項目の共有を分かりやすくするため、どのような書式で聞き取るかについて統一しておくことが望ましい。

③ 事実確認後の報告

ア いじめを受けた生徒、いじめを行った生徒、第三者からの聞き取った内容を確認・整理し、保護者への報告内容と指導内容について、管理職・生徒指導主事に報告し、対策チームで協議する。

- ・いじめられた生徒の希望を尊重しつつ、学校いじめ防止基本方針に基づいた対応方法をいじめ防止対策委員会で協議し、学校長が決定する。
- ・憲法26条の第1項「全ての国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、等しく教育を受ける権利を有する。」の観点から、いじめた子もいじめられた子も、学校で教育を受けることができるためには、どうしていくのがいいかという目標設定をすることが大切。

④ 今後の指導内容

ア いじめを受けた生徒の保護者への事実確認の報告と今後の支援体制の説明をする。

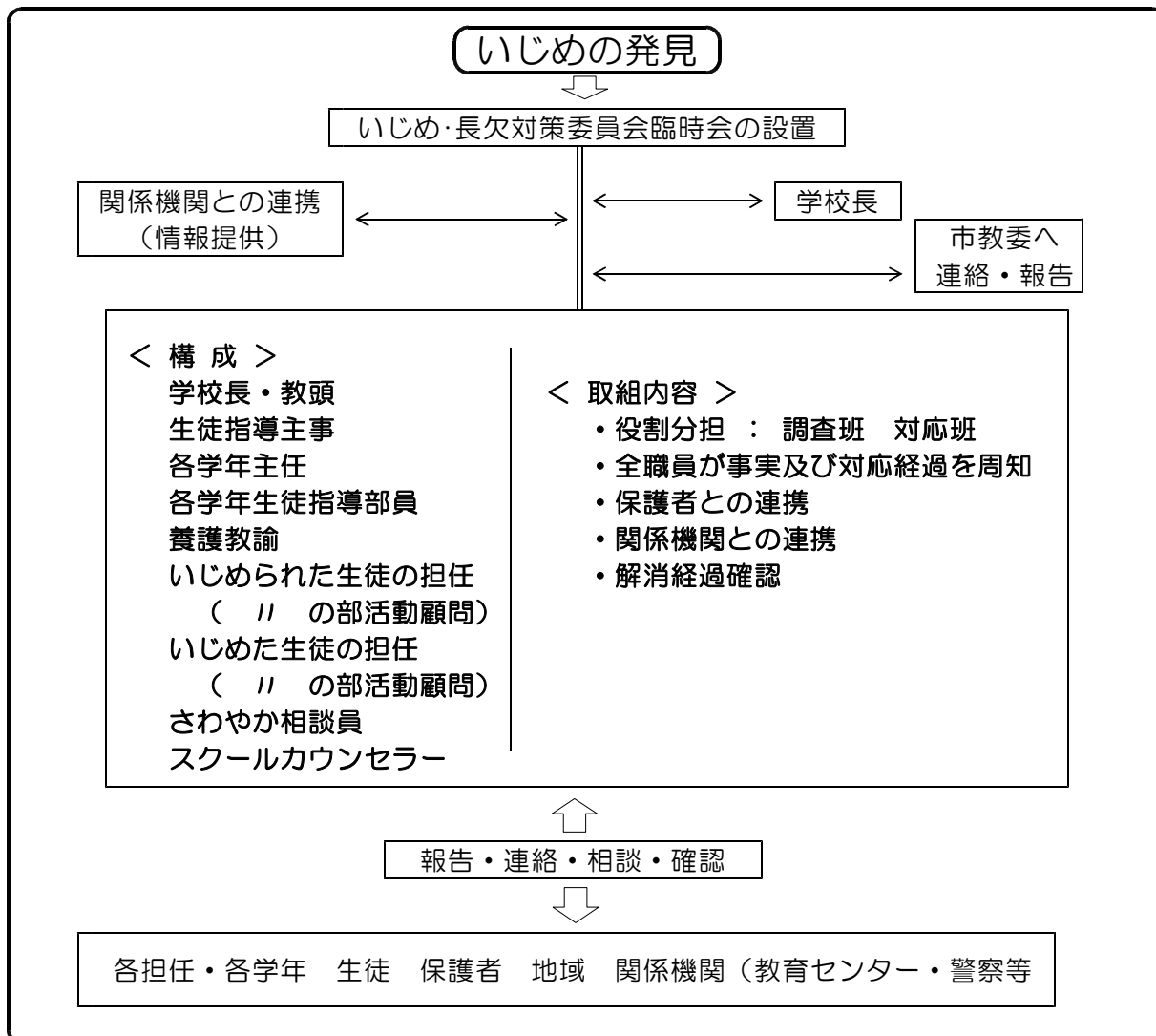
- ・いじめを受けた生徒から聞き取った内容を保護者に報告する。
- ・学校としての対応方針を伝える。

イ いじめを行った生徒への指導内容、指導体制の確認をする。

- ・いじめを受けた生徒といじめを行った生徒から聞き取った内容を整理し、保護者に説明する。
- ・学校としての対応方針を説明し、保護者の意向の確認と理解を得る。

- ⑤ いじめ発生に係る分析と今後のいじめ防止に対する対応
 ア いじめが発生した原因の究明及び全職員での確認をする。
 イ 今後のいじめ防止に係る取組内容、指導内容・体制の検討
 ウ 改めて「いじめは絶対にしてはいけないこと」を全生徒、全職員への周知
- ⑥ 龍ヶ崎市教育委員会(以下、市教委)への報告
 ・上記①から⑤について、適時に報告をする。

◇ いじめ発見時の対応組織(いじめ発生時)



4 いじめ重大事態

(1) 重大事態とは(いじめ防止対策推進法)

- ・ いじめによりの当該学校に在籍する児童等生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。 (法第28条 第1項 第1号)
- ・ いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。 (法第28条 第1項 第2号)

- ① 生徒が自殺を企画した場合
 - ② 生徒が精神的な疾患を発生した場合(不登校を含む)
 - ③ 生徒が重大な危害(暴行、傷害、金銭等の強要等)を加えられた場合
- ※ 生徒や保護者からの申し立てがあった際は、重大事態が発生したものとして、報告・調査等に当たる。

(2) 重大事態発生時の対応

① いじめ防止対策委員会

臨時会を開催し、指導内容、指導過程等について協議及び全職員への事実の周知をする。

② 事実確認の徹底 ※必ずメモを残す！

ア いじめを受けた生徒からの聞き取り

- ・生徒が安心して話せる環境を整え、担任にこだわることなく、生徒が話しやすい教師が聞き取る。
- ・聞き取り中で「大丈夫」や「とくにない」と言った場合も、注意して見守っていくことが大切である。
- ・状況によっては、2・3日程度期間を空けたり、養護教諭やSC等が聞き取ったりすることが必要な場合もある。
- ・保護者からの訴えが発見の経緯となった場合には、聞き取りについても保護者を同席させるかについて検討する必要がある。

イ いじめを受けた生徒からの聞き取りに基づいた事実確認

- ・聞き取った内容を時系列等で整理する。

ウ いじめを行った該当生徒への聞き取り

- ・「いじめ」という前提ではなく、出来事についての事実確認を行う。
- ・「いつ、どこで、誰が、何をした」という出来事について聞き、更に「どうしてそれをしたのか」ということについて聞く。
- ・事実の聞き取りの際には、良い悪いの評価や指導はしない。
- ・出来事の中身から、問題となっている言動等を見聞きした他の生徒等がいる場合には、何があったのか、その出来事について丁寧に聞き取る。
- ・個人的な背景及び家庭での状況について気をつける。

※ 関係機関を含めての聞き取りの際、聞き取り項目の共有を分かりやすくするため、どのような書式で聞き取るかについて統一しておくことが望ましい。

③ 事実確認後の報告

ア いじめを受けた生徒、いじめを行った生徒、第三者からの聞き取った内容を確認・整理し、保護者への報告内容と指導内容について、管理職・生徒指導主事に報告し、対策チームで協議する。

- ・いじめられた生徒の希望を尊重しつつ、学校いじめ防止基本方針に基づいた対応方法をいじめ防止対策委員会で協議し、学校長が決定する。
- ・憲法26条の第1項「全ての国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、等しく教育を受ける権利を有する。」の観点から、いじめた子もいじめられた子も、学校で教育を受けることができるためには、どうしていくのがいいかという目標設定をすることが大切。

④ 今後の指導内容

ア いじめを受けた生徒の保護者への事実確認の報告と今後の支援体制の説明をする。

- ・いじめを受けた生徒から聞き取った内容を保護者に報告する。
- ・学校としての対応方針を伝える。

イ いじめを行った生徒への指導内容、指導体制の確認をする。

- ・いじめを受けた生徒といじめを行った生徒から聞き取った内容を整理し、保護者に説明する。
- ・学校としての対応方針を説明し、保護者の意向の確認と理解を得る。

⑤ いじめ発生に係る分析と今後のいじめ防止に対する対応

ア いじめが発生した原因の究明及び全職員での確認をする。

イ 今後のいじめ防止に係る取組内容、指導内容・体制の検討

ウ 改めて「いじめは絶対にしてはいけないこと」を全生徒、全職員への周知

⑥ 龍ヶ崎市教育委員会(以下、市教委)への報告

・上記①から⑤について、適時に報告をする。

① 原則、前記4の(2)の②の通り対応

※ 対象生徒と・保護者への調査実施前の事前説明が必要。

② 市教委への報告及び指導についての協力依頼

③ 市教委からに指導に基づいた対応

ア 調査主体の決定

イ いじめ事実確認に係る調査方法

ウ 校内の指導体制の確認

エ 当該保護者への説明内容の確認

オ マスメディア、PTA、地域の対応方法

カ 関係機関(警察署、児童相談所等)

(3) その他

スクールカウンセラー等を活用した当該生徒以外の生徒への心のケア体制の整備

◇ 重大事態発生時:学校組織で調査する場合

